

○財務省告示第二百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年七月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三十一回、第三百三十二回、第三百三十三回、第三百三十四回、第三百三十五回、第三百三十六回、第三百三十七回、第三百三十八回及び第三百三十九回）、利付国庫債券（三十年）（第十回、第十四回、第十九回、第二十二回、第二十九回、第三十二回、第三十七回、第四十回及び第四十一回、第四十二回及び第四十六回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第三回、第五回、第六回及び第七回）

二 発行の根拠 法律及びその特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入

五 募入決定の方
六 発行額
七 払込金額
八 最低額面金
九 振替単位
十 発行価格
十一 発行額
十二 利率
十三 経過利子の
み

札による発行利回り格差の
各申し込みの利率を順次
さいもかかる。その応募額を
割り当て。二千九百九十三億
額面金額で二億七千八百七十
三万二千二百五十万七千八
四万二千二百五十万七千八
五万二千二百五十万七千八
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
する。平成十七年七月十六日
平成二十年七月十六日
発行対象国債ごと、面金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり) 通知を受けた者
は、払込金額に追加、次の算
式により算出した額を払込
期日に行い、償還の金額の
各発行対象国債の面利率の
総額×各発行対象国債の前
100×各日発行額から、第十
支規に於ける支場合には、
日(に)なる(は、) / 365
(二) 発行時において、その利子

（利付） （第二回） （十年） （庫） （債） （券） （八）	（利付） （第二回） （十年） （庫） （債） （券） （七）	（利付） （第二回） （十年） （庫） （債） （券） （四）	（利付） （第二回） （十年） （庫） （債） （券） （三）	（利付） （第二回） （十年） （庫） （債） （券） （八）	（利付） （第二回） （十年） （庫） （債） （券） （二）	（利付） （第二回） （十年） （庫） （債） （券） （一）	名称及び記号
一・五%	一・六%	一・五%	一・六%	一・五%	一・七%	一・七%	利率（年）
平成三年四月二十六日	平成十年四月二十五日	平成三年四月二十五日	平成三年四月二十五日	平成六年四月二十四日	平成十年四月二十三日	平成九年四月二十三日	償還期限
六十億円	三百五十五億円	五十九億円	二億円	十二億円	二十三億円	六億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支
十九 入札参加
二十 払込期日

平成二十七年七月十六日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行
（単利回り）
（訂正後の当該）

（利付第三十国十年庫六回）	（利付第三十国十年庫二回）	（利付第三十国十年庫一回）	（利付第三十国十年庫回）	（利付第三十国十年庫七回）	（利付第三十国十年庫二回）	（利付第三十国十年庫九回）	（利付第三十国十年庫二回）	（利付第三十国十年庫回）	（利付第三十国十年庫回）	（利付第三十国十年庫回）	（利付第三十国十年庫回）	（利付第三十国十年庫回）	（利付第二十五国十年庫十一回）
一・五%	一・七%	一・七%	一・八%	一・九%	二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・三%	二・四%	一・一%	一・二%	
日年平三成五月二十七	日年平三成五月二十六	十年平日十成二月十五	日年平九成五月二十五	日年平九成五月二十四	日年平三成五月二十二	九平月成二月二十日年	日年平三成四月二十八	日年平九成四月二十七	日年平六成四月二十七	日年平三成四月二十六	日年平三成四月二十五	十年平日十成二月二十六	
七十五億円	億二百二十七	二百六億円	二十五億円	円三百二十億	二十億円	七十四億円	五十億円	二億円	億二百四十一	百五十億円	億二百二十八	億二百三十五	

（利付第四十七回国庫債券）	（利付第四十六回国庫債券）	（利付第四十五回国庫債券）	（利付第四十三回国庫債券）	（利付第四十二回国庫債券）	（利付第四十一回国庫債券）
一・七%	一・九%	二・〇%	二・二%	二・二%	二・四%
平成三十一年六月二十六日	平成三十一年六月二十五日	平成三十一年六月二十四日	平成三十一年六月二十二日	平成三十一年六月二十一日	平成三十一年六月二十日
四百九十一億円	百一十一億円	十五億円	四億円	一億円	一億円